平成２８年（フ）第５０６号
神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―301号
債務者　繁田　利明
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２５号
神戸市兵庫区須佐野通３丁目１番15号
債務者　吉田　　強
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０８号
名古屋市千種区春里町４丁目17番地の１　ユングハイツ４Ａ号
債務者　宮原　武志
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３５号
名古屋市中川区供米田２丁目2103番地　ファミール清水Ｂ棟101号
債務者　兼岡　芙美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２号
広島県福山市春日町６丁目29番19―206号　コーポ石原
債務者　太田ひとみ（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８０号
広島県福山市川口町３丁目21番24号
債務者　村上　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８７号
広島県福山市春日町６丁目22番11号
債務者　田中　　宏
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡金武町字金武688番地
債務者　伊芸　　勉
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１１６号
青森市大字幸畑字松元79番地29　ハイツ松元台２階
債務者　石岡　里美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
青森市青柳１丁目７番24号　能澤方
債務者　工藤　蓉子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市西逸見町３丁目34番地
債務者　小西　嘉一
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８７６号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　井上　貴仁
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６号
熊本市東区小山２丁目６番83号　コーポサンライズ203号、前住所熊本市東区戸島２丁目７番11―201号　シャトー葉山２―Ｄ
債務者　原口　菊代
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
松江市東出雲町揖屋435番地　とうしちアパート201号、前住所松江市中原町300番地２　ホワイトパレス105号室
債務者　田中　純一
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
松江市西津田８丁目13番20号
債務者　日野　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
松江市東出雲町錦新町４丁目２番１号
債務者　ロデオこと　穂積　達也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
山口市大内氷上６丁目20番５号
債務者　森近　千恵
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係